

令和6年9月甲良町議会定例会会議録

令和6年9月6日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原 守	2番	木村 誠治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修
9番	西澤 伸明	10番	丸山 恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長職務代理者

副町長	熊谷 裕二	教育長	青山 繁
総務課長	中村 康之	教育次長	福原 猛
会計管理者	大野 けい子	学校教育課長	橋本 善明
税務課長	望月 仁	社会教育課長	大山 一弥
企画監理課長	山崎 志保美	呉竹センター館長	上田 真司
住民人権課長	宮川 哲郎	総務課参事	村田 茂典
保健福祉課長	丸澤 俊之	保健福祉課参事	中川 一樹
産業課長	西村 克英	建設水道課参事	寺居 友彦
建設水道課長	村岸 勉	総務課長補佐	宮寄 一海
長寺センター館長	大野 正人		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本 浩美 書記 山脇 理恵

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年9月甲良町議会定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 木村修議員、9番 西澤議員を指名します。

日程第2 5日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、1番 福原議員の一般質問を許します。

1番 福原議員。

○福原議員 1番 福原です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

今日の質問事項の2つを用意していましたが、前日の全員協議会で小森議員、西澤議員が質問をされ、ちょっとショックを受けておりましたが、やはりこれ、皆さんが同じことを思うということは、非常にやっぱり大切な話だということを思いまして、今日質問させていただきます。

質問事項1としまして、6月議会で質問した身体障害者手帳4級保持者の医療負担の件についてお尋ねします。

まず、6月議会で質問した住民人権課長の答弁では、県、各市町の動向を注視しながら参考にしていくという答えをいただきました。それについて、近隣市町の動向等の状況を教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 各市町の状況でございますが、県制度の拡大がされたところでもあり、現状、新規または拡大での事業展開をする市町はございませんでした。

○丸山議長 福原議員。

○福原議員 近隣市町でそういう話、そういう動向がなかったという答えでしたが、甲良町単独事業としてやったものです。その中で、やっぱり近隣市町がまだそこまで至らないと、そういう考えに至らないということは、甲良町職員の、やっぱりその目のつけどころが非常に素晴らしいことだと私は思います。そういうことの中で、やっぱり判断的に中止に至ったというのは非常に惜しい話かなというふうに思いまして、次の2番の質問に移らせていただきます。

県や各市町の動向を注視した結果、医療負担の復活するか否かの協議は行いましたか。

○宮川住民人権課長 協議をさせていただきました中で、まずは、復活は現在考えておりませんが、まずは各市町の状況の把握を今後もすることのような話はさせていただいております。その結果は、先ほども申しましたが、今後は甲良町の福祉医療全体についてネットワークを広げ、滋賀県及び各市町から情報収集と発信等を継続していくことを方針とさせていただきました。

もう一度発言させてもらいます。ちょっとハモリましたので、もう一度発言させていただきます。

今の聞き取れましたでしょうか。今の発言、聞き取れましたでしょうか。ちょっとハモっていたので。

○福原議員 ちょっとハモってたな。ちょっともう1回。

○丸山議長 もう一ぺん。

○宮川住民人権課長 もう一度させていただきます。協議をした中で、復活は考えておりませんが、まずは各市町の状況の把握を行いました。その結果は、先ほどこちらの方から申しましたが、今後は甲良町の福祉医療全体についてネットワークを広げ、滋賀県及び各市町からの情報収集と発信等を継続していくことを方針とさせていただきます。

○丸山議長 福原議員。

○福原議員 私の思いとすれば、先ほども言ったように、やっぱり町の単独事業を実施する上で、近隣市町の動向を確認しながら計画することは非常に大切なことだというふうに思いますが、廃止の理由にはならないと思います。その中で、やっぱり今後、いろんな事業、いろんなことを考えていく中で、やっぱり近隣市町の動向を考え、動向を見ながら議論していく。その中で、やめるときは、やっぱり理由、こういうことがあったからやめたいという正当な理由があって、よかれかと思えます。

それでは、続きまして3番。甲良町民のために実施した事業だと思うが、県や近隣市町が実施しないからといって廃止にすることについて、数年前に決定されたことであるが、今現在の総務課長の意見をお聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 いろいろな事業、施策ございます。今ほど福原議員もおっしゃったとおり、近隣市町で決まるものではないというふうに私も考えております。もちろん、近隣の状況については、もちろん参考にはさせていただくということではございますが、事業の必要性でありますとか、費用対効果でありますとか、町の施策もありますので、その方向によって決まっていくものであると考えています。

以上です。

○丸山議長 福原議員。

○福原議員 職員の皆様が、町民のためにいろいろ考えて事業を実施して、頑張っていることに関しましては、非常に感謝いたします。今後また、これからも町民のためを思い、町民のために、やっぱり皆さんの力が必要だと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。私はこの医療負担の復活を願っているため、また、今後とも引き続き、いろんな動向、結果等を質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。この質問に関しましては、この辺で終わりにいたしまして、次の質問に移りたいと思ひます。

それでは、質問事項2、議会での議員質問、これも先般、全員協議会の中で小森委員、西澤議員が言ってくれたことなんですけど、質問に対する検討事項やら協議事項の進捗管理、データ保管とかの記録等についてお尋ねします。

これに関しまして、私、ちょっと愛荘町の議会議員の人に伺ったんですが、愛荘町では、一般質問に対する持ち帰り事案や報告について、記録管理ができていたというふうに伺いました。これは、本当にあるかどうかは、そこまでは確認していませんが、こういう内容について質問させていただきます。

まず1番、一般質問に対して協議します、検討しますという回答を耳にしますが、甲良町では、質問の内容の管理は行っているのか、お聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 現在、総務課の手元で記録管理をしておるところではございません。特に記録管理はしておりません。

以上です。

○丸山議長 福原議員。

○福原議員 これも非常に大切なことだと思います。例えば、こういう場でこういうことを言ってもいいのかわかりませんが、言った、言っていないの水かけ論、報告したとか、口だけの、口頭で伝える、例えば記憶が、例えば、どう言ったらいいのかな。聞いたにもかかわらず、そのときは忘れていて、そんな話聞いたやろうとかいう話にならないように、一応やっぱり記録として残していただいて、進捗状況を、いついつかの議員さんに報告した、いついつかどういふ内容で協議したとか、そういうのをやっぱり記録的に残していただきたいと思ひます。

それでは、次にいきます。

協議または検討事案の結果について、経過や結果の報告をしたか、以下、管理等は行っているのかをお聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 これも同じくでございますが、メモ等もあるんですが、記録を管理しているということも、今現在できておりませんし、しておりません。

以上です。

○丸山議長 福原議員。

○福原議員 先ほども言ったように、やっぱりこういう大切な場で発言するということ、またや持ち帰り事案に対しまして、やっぱりこの記録、データを残していただいて、結果報告等を行っていただきたい。今日の質問に対しまして、2つ質問したわけでありますが、共通して私たちが言えることは、私たちはやっぱり町民の代表として質問させていただいています。案件の違いにもよりますが、やっぱり私たちが質問し、皆さんの回答を待つ。皆さんがどういうふうに答えてくれるか、この待つように、やっぱり町民は私たちから、言葉、あの話どうなったやろうというふうに、やっぱり答えを待っていると思います。だから、今日言ったからすぐにかかって、次の議会までに答えを出すというんじゃないしに、やっぱり長い目で見て、いろんな議論を重ねた上で、今の状況はこうやと。もう少し待ってほしいとか、これについてはちょっと難しいけど、いろんな検討をしてみますとか、やっぱり途中経過があればやっぱり私たち、町民に対しましてもそういう説明ができる。この前も、これも小森議員が言ったように、なしのつぶてで何も無い。ほんだから、同じことを繰り返して聞かなくてはいけない。そこで終わりじゃないにね、お互いやっぱり町民のために働いてくれていると思います。町民のためにやろうと思っています。職員の皆さんも多分同じだと思います。やっぱりそれを共有して、やっぱりよりよい甲良町になるように、やっぱり考えていきたいと思っていますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っています。ただ、今日、この前全員協議会と、それで今日もこういう質問をされたから、あまり先延ばしするような答えはやめようとか、そういうのじゃないしに、やっぱりよいはよい、悪いは悪いで、これからも町民のために考えていただきたいと思っていますので、これをもって私の質問とさせていただきます。

○丸山議長 福原議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田議員の一般質問を許します。

4番 山田議員。

○山田議員 おはようございます。4番 山田です。議長の許可を得たので、ただいまから一般質問に入っていきたいと思いますが、私も新人議員として、3月議会、そして6月議会を経て感じたことがあります。特にこの10人のメンバーの中で、丸山議長、そして小森副議長を先頭に、本当に甲良町のことを考えているということ、本当に痛感しております。現在の議会運営についても、良心的に運営ができていると思います。気配りや、そして、丸山議長にとってはジョークを入れながら、そして、特に運営委員会が終わった後なんかは控室で、その延長でいろんな議論を交わしたりとか、ああ、こういうところに議員としての価値が問われるのかなという思いで、3月議会、6月議会を終えての

話でございます。それと、職員についても、寺本町長、入院中ですけど、副町長を中心に、財政難の甲良町をどうしたら立て直すかをいろんな角度で議論し、考えてくださっている職員さんには本当に頭が下がるところでございます。というのを前提に、私の一般質問に入っていきたいなと思っておりますが、でも、まだまだ一職員、そして私、一議員としては、力不足や課題があることは、また正直な意見でございます。

冒頭にこんなことを申し上げて、私の一般質問に入っていくことになるんですけど、これはいろんな個人差というか、捉え方もあると思っておりますので、そこは心を広く捉えてくれたらいいなと思っております。

一般質問、大きく挙げて3つあります。この3つとも、共通点があるかなと思います。この3つの質問については、担当課長とは、これは丸山議長からも指示があったとおり、前もって相談をして、この質問項目がスムーズに行くようにということを私も聞いていますし、各担当課長とか職員も聞いているかなと思いますので、前もっての相談は済んでおりますが、返答によっては少し深く聞くこともあるので、これもご了承を願えればありがたいなと思っております。

まず1つ目、住民サービスについてです。

住民への窓口対応や電話対応が、各部署で意思一致ができていないか、コンプライアンス、企業において法令や規則を守ることですね、を盾に冷たい対応になっていないかということで、先ほど福原議員が、私たち議員は住民の窓口であると、いろんなことを聞いて問いかけていく。そして、その答えをまた住民に返すということを、私の思いと同じような質問をしてくれたし、答えを出してくれたなと思っております。

それで、①です。各部署の職員の接遇は公務員として、そして、先ほど言った人としてできているか。部署によっては電話対応や窓口対応が親切でないとの苦情が、私のところや、そしていろんな部署の職員からも聞いたりしています。苦情というか、相談も含めてですけど、その中には、私もいろんな庁舎の中、そして、ほかの役所へ行ったときなんかは、職員が軽く会釈をしてくれたり、知っている人が顔を見たら、おはよう、光義さん元気かとかいう声を交わしてくれたり、挨拶をしてくれます。これは、人として大事なかなと思ったりもしています。そこからコミュニケーションが取れ、住民サービスにつながるのではと思っております。本町の職員は、本当に甲良町の職員は明るくて、笑顔、そして話しやすい。本当に甲良町に住みたいな、質問の中に、尼子地区に土地を配慮してというか、建てると副町長が言ってくれたとおり、そういうのもありますけど、そういうコミュニケーションが取れて、住宅問題でも空き家問題でも、そこに、その土地じゃなくて、そこに住みたいと、帰ってきたいなとい

う、そういう声が住民さんから上げられる、そういう甲良町にしていきたいなど思っているんですけど、その接遇とか、そして、コミュニケーションとかについて、総務課長とも相談済みですけども、返答願えればありがたいと思いますが、その前に、これも職員さんとの相談の中で、悪い例と良い例、私も遭遇しましたというか、体験しました。

1つ目は悪い例です。ある職場にノックをしました。もちろん扉、ドア、何の返答もない。私、運動会、スポーツ会系ですので、どンドンとやっても返事がない。もうしょうがない、開ける。おはようございます、こんにちはと言っても、誰も前を出ようとしない。この人相、小森さんみたいな人相やったらちょっと引きますけど、私みたいな優しい、これは言うたらあかんのか。誰も来てくれない。すいません、実はという声をかけるまでに来てほしいなという。そして、いろんな相談の中で、この問題はうちの課じゃなくて、実はこっちの課ですとか、ええ、そうじゃないやろう。もしその問題が、相談が解決できなかったら、あなたが行ってでも聞いて答えをくれればいいのか思いつつ、まあいいかと。もっときつく出れば、それこそパワハラとかになってくるのでという思いで。

そして、難しい話をしてくるというか、特に住宅の関係でしたので、こうや、こうや、ああや、こうやとあって、その相談内容は、町外から出ている住民さん、呉竹の区民さんが帰ってきたい。実家に帰ってきたいけど、兄弟、親、まだいるから、できたら違う公営住宅とか改良住宅に住みたいという相談を持ちかけたんです。それは、やっぱり帰ってくるということは、うちが希望する、人口が減るんじゃないくて、1人でも2人でも4人でも増えるという意味につながるので、こういう話をしていたら、難しい話になって、同和対策事業の云々云々という。気持ちの中には、おまえ誰に言ってんねん。同和対策事業、俺の十八番のことをおまえが問いかけるかという思いでいてたんですけど、そこはすんなりと聞き入れながら、結局最後に出されたのは県営住宅のパンフレット。ええ、町内、呉竹に帰ってきたいというのに、県営住宅のパンフレットを勧めるかといいいながら、その旨、今度は違う課に行きました。

これは良い事例です。違う課に行って相談を入れたら、その課の職員は、光義さん、山田さん、10分ください。はい、分かりました。10分、その間、総務課に行って、この内容を説明している間に、言いますけど、企画監理課です。の担当の人が、はい、光義さん、山田さん、これですとあって、資料をしっかりと、それもマーカーを引いて、この土地はこういう価格で販売できます、勧めますよ、お得ですよ。いや、こんな金額提示してもいいんですかと言うたら、はい、大丈夫ですというのを、3枚、4枚、5枚コピーしてくれて、提示してくれました。これやったらその相談者にきちっと説明ができる。県営住宅

を勧めるよりもこっちやなという思いで帰ってきました。だから、悪い事例、ノックしてもなかなか対応してくれない。窓口行ってもすぐに来ない、他の課に振る。そうじゃなくて、企画財政の職員さんは、きちっとこういうふう丁寧に対応してくれたというのは良い事例です。

もう一つは、電話対応でも、課の番号は決まっています。そこで電話して、これは悪い例です。電話したときに、はい、産業課です。いやいや、産業課に電話しています。それは分かっていますけど、実はこうですと言っても、その人の、担当の人を出してくださいと言っても、なかなか担当者の人の名前を言ってくれなかった。産業課というのは例えです。すいません。電話しても、担当の人の名前を、自分はこういうことで個人名を出しているのに、言ってくれないという、そういうなのもちょろっと聞いていますし。今度は良い事例で、これも、もうこれは良い事例だから名指しでいきますけど、総務課の対応はすばらしいです。特に窓口の人は、おはようございますとか、こんにちはから入ってくれます。苦情をちょっと言おうかなと思っても、その言葉を聞いて、気持ちですっとおりた。山田光義と申しますと行ってしゃべっていたら、私の教え子やったので、おお、ええかという形で、和やかな、実はこういうことなんよと。分かりました、ちゃんと伝えておきますとかいう会話になって、そういう窓口対応、電話対応もよかったかなというのと、悪いのがありますので、そこは個人の差があるかなと思うのと、先ほど言ったとおり、接遇とか、そういうコミュニケーションの取り方について、総務課として、各部署にどういう指示が出ているかということも含めてですけど、よろしく願いいたします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今、山田議員言われたことについては、非常にこれは重要なことでもありますし、重ねて、いろんなところについてはお詫びを申し上げたいと思います。

まず、これも山田議員言われたことと少しダブるんですが、公務員として、その前に社会人といたしまして、節度や基本的なルールを守る謙虚さや礼儀正しき、時間や互いの約束を守る、職場のルールを守る、公私のけじめをきっちりつけるというのが最低限のことかなというふうには、まずは思うというところがございます。

具体の接遇でございますが、役場というのは身近な基礎自治体でありますので、適切な窓口対応、電話対応は重要ですので、教育については丁寧に行っていきたいというふうに考えております。少し具体的な話でいきますと、新任の職員につきましては、これは4月に、大津の方で研修センターというのがございまして、そこで言葉遣い、来客対応、電話対応についても学んでいただいております。役場は役場で独自の研修をしておりまして、

その中でも、今年度もしております、副町長自ら、お隣におられるわけですが、挨拶、お礼、お詫びの重要性についてお話をいただいたというところがございます。特に新人の研修につきましては、こういうようなところである程度のカバーはできるというところは思っているんですが、私も含めて、だんだんだんだん年数を重ねていきますと、接遇の研修の機会というの薄れてきます。逆に、本当にこういうことを長い職員にするのはどうなのかなという思いもあるんですが、このようなことが続くということになりましたら、このような企画、ちょっと仕様は変わるようになるかわかりませんが、企画もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 ありがとうございます。新人の研修はやっぱり、新人さんというか、よしという思いでこういう研修とかなされているか、自分なりにしっかりとこれはしなあかなと。ただ、私の言っているのはもうベテラン、なあなあ、先ほど総務課長言ったとおり、年を重ねるごとにやっぱり、それでもやっぱり、なあなあで終わるんじゃないくて、きちっとやっぱり言葉を交わすとか、挨拶をするとか、先ほど福原議員も言ったとおり、いろんな課題があったときに、きちっと報告ができる、そういう議員と職員のコミュニケーションも必要かなと思いつつ、そこがなあなあで終わらずに、きちっとおはようございますから、ありがとうございますからできるようにしていった方が、僕はそこからの、先ほど言ったとおり、しっかりしたつながりが生まれるんじゃないか、これは職員と、ベテランと新人の中でも一緒かなと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今ほど山田議員言われたとおり、私もそのように思いますし、すれ違ふと、おはようございますとか、こんにちはというのはもう自然に、普通なら言えるようなことではないかなというふうに私は思うところがございます。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 そうですね。自然というのは大事かなと。これは小さいときから、家庭教育とか学校教育、社会教育で培ったものもあるかなと思うんですけど、私は、やっぱり公の立場に立つ人は、これは必要という思いで、私も40年間、同じ立場にいたときには、やはりありがとう、すいません、怒るといふか、怒るときもありましたけど、大事かなと思いますので、これからも総務課長、副町長、町長を中心に、こういう声かけといふか、もう課長会でやっぱり大事だ

というのを常日頃言ってもらうことをお願いしまして、1つ目の質問を終わっていきたいと思います。

次に、2番目としましては、ハラスメントについてということで挙げさせてもらいましたが、もう昨日も今日も、朝、今朝ですけど、今、テレビでトップニュースで、大きな問題として上がっております。もうご存じかな。今日あるんかな、百条委員会、今日ですね。本人の尋問があるということで、兵庫県知事のパワハラ、そしておねだり、数々の疑惑をめぐって、大きな問題として世間をにぎわせています。今日6日に、本人が出頭しての百条委員会で尋問が行われると、報道されるということを聞いております。それを得ての質問に入っていきたいと思います。

ここに提出したとおり、ハラスメントは、簡単に言うといじめや嫌がらせのことである。不正行為ですね、民法で言いますと。であり、法令の定義もばらばら、種類も新しく増えており、職場で起こりがち。その防止対策や発生したときの対応策について、問うていききたいと思います。

①として、様々なハラスメントをなくすための具体的な防止策はあるのかというのと、新しく出たハラスメントとかはご存じかなと、正直に答えてくれたらいいかなと思います。よろしいですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、ハラスメントの具体的な防止対策につきましては、特に規定したものはございませんが、まずは職員間における適度なコミュニケーションというのが、まずは必要かなというふうに思っております。それと、ハラスメントにつきましては、職員個人の尊厳、能率の発揮、快適に働くことができる職場環境を損なうものと考えておりますので、許すことなく厳正に対応していくというところがございます。また、平成30年度に甲良町職場に関するハラスメントの防止に関する要綱を町の方でも作成しております、職員の責務の明示、相談等窓口の設置、必要な場合には、副町長をトップとするハラスメント防止委員会による対応ということを決めておりまして、研修についても適宜開催をしております。そのことによりまして、防止対策となればというふうに思っております。引き続き、迅速な相談につながるよう窓口を周知を、職員間で周知するとともに、職員が十分に能力を発揮できるよう、よりよい職場環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

ハラスメントの種類につきましては、厚生労働省のホームページの定義によりますと、5つの類型が示されておるというところがございますので、そういうところでは、内容としては少し把握をしておるというところがございます。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 対応策というか、はあるかなと思うんですけど、今、総務課長が5つと言ったんですけど、新たに増えているということで、またホームページを見てもらったら、もう俺に質問しろという形で、丸澤課長が目を合わせているんですけど、福祉の関係でもご存じかなと思ったりするんですけど、12ぐらいあるということ、私も、ペーパーの中にあります。そんなのは副町長、すいません、急ですけど、ご存じだったですか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 すいません、12を全て言うことができませんので、勉強させていただきたいと思います。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 先ほど総務課長は、パワハラ問題について、そういうことを先頭に立ってということは総務課長が言ってくれたので、できたらまたいろんな形で、副町長は知識があると思うんですけど、そういう部分も、やっぱり弱者の部分というか、そういう部分もちょっと記憶の、記憶というか、勉強をしてもらったらいかなと思いますのと、というのは、次にかかってくるかなと思う。というのは、その損失、今、兵庫県知事がああいう問題になって、どんだけの損失があるか。万が一甲良町でああいう問題が出た場合、どんな損失が出るかなというのを、言うならば、弁護士を使う費用が出たりとか、そして、職員の意欲が低下したりとか、そして、それによって職員が辞めたりとかね。そして、甲良町のイメージがダウンしたりとかいう、こういう損失が出るということで、きちっとした対応策を練っておかなかつたら、あんな形というか、悪い例で、兵庫県知事みたいな形で吊るし上げになったり、それはそんでいいんですけど、過去、あれ、何十年前やったかな。談合問題で、私の同期が自殺をした。人の命まで奪ってしまっていて訴えているのに、今、兵庫県もそうですね。局長さんが自ら命を絶って訴えている。これは正義的にはあるのかなと、一人間として受け止めているんですけど、私の同期が亡くなったときも、命を絶って訴えているという思いで、僕は怒りを覚えたんですけど、こういうことがならないような形の対応策というか、を講じてほしいなと思っておりますけど、総務課長、どうでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 まずはやっぱり職員間のコミュニケーションなり、そういうところであるのかなと思います。そこに、この内容をするには研修であったりとか、課内のミーティングであったりとか、そういうところでしっかりと職員間の意思疎通なりを図っていくと。上司と部下との関係もそうではありますが、しっかりとコミュニケーションを取っていくというところから始まるのではないかなと思います。

以上です。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 それに尽きるかなと思いますので、それは職員じゃなくて、私たち議員としても、そういう部分もふまえてしっかりと勉強していかなければならないなという、自分の、自己質問、この質問を終わっていきたいと思いますが、3番目に、あと、残り21分ですので、3番目に入っていきたいと思います。

これも人権課長とはキャッチボールをやりながらの質問になりますけど、障害者差別解消法の推進についてという形で入っていきます。

質問に入る前に、参考に、こんな診断があるということをご存じでしょうか。新型出生前診断、これは2013年から開始されましたけど、この診断というのはご存じでしょうか。すいません、簡単な質問になりますけど、人権課長、どうでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私はちょっと把握できておりません。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 というのは、新しい命が宿ったときに診断をする。おなかの中の赤ちゃんが健常者か、何か障害を持っているかということ調べるという簡単なことです。それで、参考なんですけど、こういう参考というか、自分の家族を振り返ってですけど、これは2014年にデータとして入っております。2013年度からこの制度がスタートした、受診をスタートしたんですけど、私の娘、ダウン症と心臓に疾患を持っています。その部分から、このダウン症についてのデータを入手しました。2014年、日本ダウン症協会がデータとして検査を受け入れた7,740人中142人が陽性と判明されたと。そのうち113人が羊水検査などで確定の判断を受けました。うち97%に当たる110人が、だからもう障害を持っているということが分かったので、110人が人工的に中絶を選んだ。そういうデータもあります。

だからこれは、これも個人差があるかなと。ここに新しい命ができて、障害を持っているということで、もう断念してしまう。いや、障害、ダウン症であろうが、頑張って、親子、家族、そして周りの人の支えによって育てていこうとする人は、若干、少ない。それは、今のパリで行っている、もう終わったけど、健常者のオリンピック、これは視聴率高いですよ。バレーが、そしていろんな陸上種目が金メダル、柔道が。さて、今行っているパラリンピック、1テレビ局が独占で、2時間生放送とかありませんよね。なんでや。視聴率が低い。興味がない。金もうけにならない。けど、当事者の障害を持っている親としては、あの車椅子ラグビーすごかったな、あの人、片手ない、顔もひどいやけど、大やけどをしながら、でも、ああいうふうに頑張っている姿、親として、

娘、障害を持っている娘と一緒に見てたら、頑張れという熱い気持ちになる。だから、そういう形で、人それぞれ障害を持っている立場は違いますが、だから、そういう立場の中で持っている親や障害者は、生きるために頑張っているんや。そして、長い目で見たら、自分が、親が亡くなったら、自分が独立して生きていかなければならない。そういうことも含めて、この法律ができたんじゃないかなと思っております。

私自身は、障害を持っていることは、もう苦じゃない。苦じゃない言うたら、これはおかしいふうに取りられるかもわからない。僕はチャームポイント、障害を持っていることはチャームポイントやって、そういう親の受け止めでございます。

という形で、3番目の、少し入りが長かったんですけど、3番目の①に入っていきたいと思えます。

これは3月議会でも、人権三法の1つとして質問しましたが、その後の、どのように推進したかを問うていきたい。その1つとして、2016年、平成28年4月から施行された障害者差別解消法がスタートしました。この法律は、国及び地方公共団体の責務という形で、しっかりうたっております。第3条、この法律の趣旨にのっとり、ここからですね。障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。そのために必要かつ合理的な配慮、ここも大事なことで、関する環境の整備は部署においてできているかということの確認をしたいなと思っておりますし、もし具体的な良い例があれば、宮川課長から聞いているとおり、各部署にメールで確認したかなと思えますので、良い事例があれば挙げてほしいし、できてない部分があれば、できてないという形で、また前に進めるような協議というか、をしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 まず、この障害者差別解消法がスタートした時点で、総務課の方より、甲良町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領というのが制定されました。それを基にしまして、現在職員が対応しているというようなことですが、その中で、議員がおっしゃいました中で、3月議会の質問以降、特に変わったというところはございません。今まで現状でやっていたところで、十分な部分については、そこを再確認するというようなことにもなりますし、自然に職員がそのような形で対応しているというところであります。

また、具体例といたしましては、例えば、現状スロープですとか、またはエレベーター、それと車椅子、そして駐車スペースの設置、ただし、現在駐車スペースにつきましても、公民館におきましては、これは去年になるんですが、

障害者のスペース、プラス思いやり駐車スペースということで、障害者だけではないですよというようなスペースも設けさせていただいておりますし、また、バリアフリーのトイレの整備もさせていただいております。また、来庁者につきましては筆談をさせていただくとか、職員の複数の対応などを行っているところでございます。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 そうですね、ソフト面とハード面、ハード面については、手すりとか障害者スペースの駐車場とかも、私も目で見て確認をしたりします。そして、うちの自治会でも、これは西澤議員が昨日質問したシフトカー、あの全自動のやつ。

(発言する者あり)

○山田議員 ごめん。ちょっと横文字が苦手なもので。シニアカーについて、あるおばあちゃんから、うちの亀山神社前の段差をなくしてくれた。これ、ほんまにありがたいんよというのは、段差があって、シニアカーでもなかなか上がれなかったけど、あっこ、スムーズに行って、毎日手合わせるように、本当にありがたいのよ。これって光義、おまえしてくれたんかいうて、違う、違う、役場の人がかちっとそういうことで、自治会からの要望でやってくれたということを知りました。だから、そういうふうに、少しずつでもハード面、先ほど言ったエレベーター、駐車場も含めてできているかなと思うんですけど、今度はソフト面の、課長が言われた筆談で、本当にそれが徹底できている、筆談のとか、そしてもう一つは点字とか、今はもう時代ですから、外国人の人が来られても、これで会話をしたりとかできることもありますので、そういう、もう少し心配りのできたソフト面の用意というか、そういうなんはできているのかな。例えば今言ったとおり、筆談もありますけど、拡大で文字を書いたりとか、何と言うんですか、これ。

(発言する者あり)

○山田議員 それぞれ。タブレットで、筆談の代わりに流したりとかもできるかなと思います。今言ったとおり、ジェスチャーというのも大事かなと思っております。それは、そういう担当がきちっとそういう人の、障害を持っている人の把握というか、をきちっと分かってからでなかったらできないかなと思いますし、先ほど窓口対応のところでも、それを見たときに、素早く気がついた職員が対応できるという、俊敏な対応ということも含めてですけど、そこら辺の細かい配慮というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 まず、逃げ口上ではないんですが、私が全てちょっと窓口を見ているわけではございませんが、今、住民人権課からのぞいておりますと、

やはり声かけとかはさせていただいておりますし、ほかの課も声かけはしておりますし、また、実際筆談のそういうような現場というのが、私も二、三回させていただきましたが、近くの白紙の紙に書く程度のことは、最低限はやっておりますし、あと、図書館に行きますと、昔、子どもの頃の砂絵という、砂絵で書くような感じのおもちゃがあったと思うんですけど、そちらを設置して、筆談をするようなものに利用しているというようなことはございます。また、点字に関しましては、特に現在、役場の業務に対して、細かい点字を作っているものはございませんが、ちょっと医療制度、県が作成しているものというものは、点字のものとして置かせていただいているというような状況でございます。

○丸山議長 山田議員。

○山田議員 先ほど言ったとおり、そういう少しずつの歩みとか心がけ、そして、気がついたらやっていこうとする行動を最後をお願いしたいということで、すみませんが、よろしく願います。ほんでまた、こういうのができたよということは、したよということは、個人的でも言ってもらえればありがたいなと思います。

最後の質問になりますけど、これは遭遇した場合、特に私も利用していますドラックとか業務スーパー、あそこ、障害者スペースが目の前にありますよね。この間も遭遇して、もう見た限り若いやつで、普通の乗用車に乗って、そして、見た目で、失礼な、これは失礼なんだけどもヤンキーで、それがどんとそこに止める。さて、そのときに遭遇した職員さんは、注意ができるか。今、この世の中、何が起こり、そういうむちゃ振りをする若者も増えています。何言うてんねんっていう形で言われて、がちんとやられて、けがをしたりするおそれもある。それでも注意をするのか。それか、見て見ぬふりをするのか、いや、もう一つは、駄目や。何かの形でそこを止められないようにするとか、だから、ビバなんかは放送で言っていますよね。このスペースは止められないので、障害者のスペースですよとか、そんなんも記憶の中に、私の中にあるんですが、一企業ですから、なかなか言えない部分はありますけど、見た限り、そこで注意ができるかということ、一度こういう機会、公の立場として考えてもらえれば、私はその場でちゃんと言いました。優しい言葉に、おいおい、君という形で。昔はそんなんじゃなかったんですけど、ちゃんと丁寧に言ったら、ほんまやという形で移動はしてくれましたけど、昔で言うメンチを切られましたけど、悪いことは悪いという形で言える、そういう公務員、そして議員、そして人間でありたいなということ、ふまえて、質問を終わっていきたく思います。ありがとうございました。

○丸山議長 山田議員の一般質問は終わりました。

ここで、15分間休憩に入ります。

(午前 9時53分 休憩)

(午前10時05分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、3番 藤居議員の一般質問を許します。

3番 藤居議員。

○藤居議員 3番 藤居です。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず第1番に、地域防災についてご質問していきたいと思います。(1)としまして、南海トラフ地震の臨時情報についてなんですけれど、1番で、先月の8月8日に南海トラフ地震臨時情報というのが、巨大地震注意という発表がされたんですけれど、本町においてどのように対応されたか、また、その対応に対しての検証はされたのか、お聞きしたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 少し西澤議員との答弁ともかぶるところではございますが、この発令を受けまして、防災担当課と、総務、ごめんなさい、総務課と建設水道課によりまず警戒体制を整えたというところでございます。検証につきましては、広域的なものでもございますので、町独自で検証というのはいないというところでございます。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 検証はされていないということなんですけれど、今回、国からの発表に対してなんですけれど、かなり国民の皆さんとか町民の皆さんとか、皆さん関心を持って対応されているとは思われます。実際のところ、防災グッズとかがかなり売れて、対応されているというのをお聞きしました。また、甲良町におきましても、この対応というのは一応、どういう形にしる、例えば、いろんな発生することに対して動いていかなければならないとは思われます。それがまた、今度災害の予防とかいうのにもつながっていくと思いますので、その辺また、対応の方、よろしくお聞きしたいと思っております。

そしたら2番目の、現在、本町は湖東定住自立圏において、鳥取県中部定住自立圏との相互応援協定というのを締結されていると思うが、何か今回のこのあれでアクションはあったんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 この枠組みにつきましては、平成25年10月17日に締結をしております、中心市、私もいいますと彦根市ですね、鳥取県では倉吉市が相互の窓口になっております。そのことによりまして、彦根からの連絡に

よりまして、私どもは実働に移すというような仕組みというふうになっております。彦根や鳥取県の定住の市町から、特にそのような内容等については聞いていないという状況でございます。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 これに関しても、彦根市の方が主になって動くということになっておるみたいなんですけれど、例えばこういういろんな注意喚起とか、そういうのが出てきたときに、多少なりともその枠組みというので活動していかないと、次、何かあったときには動けない状態も考えられますので、できるだけ、そういうのは動いていっていただきたいと。たとえ彦根市が動かなくても、例えば甲良町からちょっと声かけるとか、そういうのも必要ではないかなと思います。

次に3番の、南海トラフ地震により周辺自治体が広域に被災した場合に備え、遠隔地の自治体との相互応援協定の締結の推進を図るとありますけど、今後新たに応援協定を結ぶ予定はありますか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 推進を図るというのは、これは防災計画に載っておる内容でございます。先ほどのように個別の協定というのは、今言う枠組みでの協定はあるんですが、広域の方で締結をしており、今ですと関西広域連合でありますとか、能登でもそうやったんですが、中部9県1市の災害応援協定で締結をいただいております。その枠組みで今動いておるといところでございまして、特に町単独でこの市町と協定を結ぶということは、今のところはないといところで、今も予定もございません。ただし、NPOの法人コメリ災害応援センターと、令和5年3月17日に災害協定を締結しまして、物資供給をお願いするというようなところもしておりますので、今後も民間の団体さんにつきましては、特に協力を得て、その枠組みについてはしっかりと図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 今おっしゃったように、進めていくという予定はないということなんですけれど、今おっしゃった、この前、能登の地震の折でも、本町からも応援に行ったりという、協定的なこと、中部の方ですかね、行っておられたということなんですけれど、実際のところ、今の南海トラフとか、その関連で言いますと、こっちの東海側とか、そういうのに関して地震が起きれば、かなりこちらの方まで影響が出てくるということも考えられますので、またその辺、東北とか、またその辺の遠いところの方々との協定とか、いろんなものをできるだけ進めていっていただきたいと思う。今現在、あちらこちらでいっぱい、そ

ういう協定的なものはいっぱい結ばれているとは思いますが、その辺また、ちょっと考えていただきたいと思います。

次に、ライフライン等災害予防対策についてですが、1番の水道施設、特に災害時における飲料水の確保を図るため、応急給水拠点となる配水池や浄水場の耐震化の状況はいかがでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 耐震化につきましては、平成30年度におきまして、正楽寺配水池、あと、呉竹にあります浄水池、あと、ポンプ棟、管理棟については耐震基準の分析を行ったところレベル2の、地震時、震度6強に対応する耐震性能を満たしているということでございます。正楽寺配水池につきましては、平成30年度におきまして耐震基準の見直し等がありました関係から、一部直下で、要は正楽寺配水池の山の直下で万が一起きた場合に際しては、ちょっとレベル2の震度6強について、一部破損する可能性があるということ、結果を得ておりますが、その補強については、今後検討していこうというふうに考えております。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 正楽寺の配水池なんですけど、かなり急な斜面の山のところにあるんですけど、あそこも防災マップ等を見ると、液状化の危険性の高いところになっております。あの辺のやっぱり耐震化というのは、早急にでも、今のおっしゃられた部分は急いでやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

2番目に、被災地における水道施設機能の早期回復を図るため、多賀町との緊急連絡管路を整備し、災害に迅速な対応ができる協力体制を整備するとあるが、現在の状況はいかがでしょうか。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 こちらにおきましても、滋賀県におきまして広域の、水道の広域化プランというのが策定されております。それに伴いまして、滋賀県の広域は滋賀県全体の話でありますので、今おっしゃっていただきました犬上3町で、そういう広域化の枠組みの中でもう一つちょっと細かい協議会をやっているところでございます。その中で多賀町と甲良町、今、正楽寺になるんですが、一部そういった管路の接続ができないかということで、昨年度、現地の立合いというか、お互いに現地確認をしたところであります。最終的に、まだ具体的には至っておりませんが、今後そういったことをふまえて、配管状況、どういった形でつなぐのかということも検討していくところでございます。併せて、甲良町におきましては、隣、豊郷町もありますので、豊郷町との連絡管についても今現在、検討しているところでございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。このことに関しましても、やっぱり早急に地震とかいろんなこと、問題発生しますので、早急に各市町の方と協議していただいて、できるだけ被害の少ないようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、災害時における要配慮者支援対策についてお伺ひしたいと思うんですけど、1番としまして、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、自力で避難できないなど、避難に対して支援が必要な要配慮者に対して、町が避難行動要支援者避難支援計画というのを策定されていると思いますが、自治会、自主防災組織に情報は共有されているのでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 これも防災計画の中にある計画でございまして、これについては、ホームページの方では掲載をしておるといふところではございます。この計画をもってですが、関係機関の方と一堂に会しまして、会議とかそんな協議をしたといふところではございません。支援プランにつきましては、名簿等につきましては、本人さんの同意も得まして、区長や民生委員の方々との共有はしておるといふようなところでございます。個別となりますと、野瀬議員の一般質問にありましたように、今後はまた保健福祉課等とも合わせて取り組んでいきたいと思ひますし、また、地域で作成する地区防災計画につきましては、また地域の方々も、今後もまた議論をしていきたいといふふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。

2番目に、町は、避難行動要支援者一人一人に対する個別の避難支援計画を作成するとありますが、現在、町内に何名おられるのでしょうか。これは野瀬議員とまた重なった部分はあるんですけども、よろしくお願ひします。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 避難行動要支援者の名簿につきましては、これは本人からの申出であるんですが、203名おられるといふところではございます。あくまでもこれは申出による人数ですので、災害時に被災や被害者になる可能性の高い方もおられるといふところではございまして、しっかりとした人数の把握というのにはできておらないといふところではございます。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 この要支援者の避難支援計画というのには、各一人一人の個人に対し

て立てる計画だと思うんですけど、これ自体203名ということなんですけれど、実際のところ、もっと人数的なものは増えるとは思っています。実際、紙ベースでアンケートとか、そういうなんでも出されている部分もあるとは思っていますけれど、意外と皆さん、町民の皆さんは人に迷惑かけたくないとか、そういうなんでも、なかなかそういうなんにはまともに回答していただけないような状態もあると思います。しかし、実際のところ、災害等が発生すると、そのときにやっぱり支援しなければならぬという状態にもなりますので、できるだけ、実際のところの支援できるようにしていかなければならないとは思っています。例えば民生委員さんとか、区の役員さんとかにできるだけ協力していただいて、そばから見ている人らが一番よく知っているとは思っています、そういう方々にどれだけ、この人、まともに歩けないという方等がおられますので、そういう支援の必要な人、確実な把握等が必要だとは思っています。また、そういう方々のおられる中で、各字でも退職された方の看護師さんとか、その辺の方とか、いろんな人がおられると思います。実際のところ、そういう方の協力を得るうちゅうのが一番大事なところで、この字にいて、その支援を得られる人らを助けるというのはかなり有効に動いていくもんやと思いますので、その辺もある程度は町の方も把握していかなければならないかなど。字の方もそれで把握して動いていると、私の下之郷の方でも、現在退職された方々とかは大体把握するようにして、それで支援に回っていただけるようにとは考えて動いておることは動いております。

それでは、4番の、町消防、消防車両についてお伺いしたいと思います。1番で、現在、消防車両はタンクを含めて2両あるが、各車両の耐用年数は何年かいうことを教えていただきたい。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 現有でございますが、いすゞ製の消防車、ポンプ車と日野製の消防車、タンク車2台を保有しているというところでございます。1つ目のいすゞ製につきましては、平成11年12月に購入しておりまして、経過は25年経過と。日野製につきましては、平成19年9月に購入しておりまして、約17年が経過をしておるというところでございます。耐用年数につきましては、20年というふうにされているというところでございます。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 今、20年という、耐用年数が20年で、25年も過ぎとるんですけど、買換えの時期というのはいかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 この件につきましては、前々から消防団の方とも懸案の事項に

なっておりまして、補助金の関係もございまして、来年度は予算化もしていきたいなど。まずは消防団の方で仕様を決めてもらうという、今、段階に入っておるといところでございます。この理由につきましては、特に経過がして古いというのももちろんなんです、今の車両でいきますと、オートマ限定の方も非常に多いということで、そういう新しい消防団の方が今の車に乗れないでありますとか、中型の免許がないと今の車両は乗れないといところもございしますので、そのようなことがクリアできるような仕様ということで、買換えについても、今、検討しておると、実際には話し合いをして、もうそれに向かっおるといところでございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ということは、まだ買換えの時期的なものは全然、まだ決まっていということ。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 予算も計上もせんとあきませんので、これについては来年度といことで、今思っておりますし、まず仮に予算といところではありますが、実際のものできるのにも結構時間がかかる、1年ぐらかかるようなことも聞いておりますので、来年ぐらいには一定の決着はついていきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 いろんな問題、実際今の消防団員の若い方が入ってこられて、免許が普通免許しかない。しかも、オートマチック限定とかいうあれになると、消防自動車としてはかなり制限されてくる可能性が高いと思います。ただ、甲良町で皆さん消防団員に入っていただく方いうのは、そういう特殊な中型免許を持っているとか、そういう方はなかなかいないと思います。その辺も十分加味しなければならぬと思いますけれど、できるだけ早いことの乗換え等を考えていただいて、予算計上していただいて、またこれも補助金とかいう関係も、いろんなものが出てくるとは思いますけれども、よろしくお願いします。

続きまして、5番の犬上川の整備についてお聞きしたいと思ひます。1番で、現在、県道甲良多賀線犬上大橋の付近の犬上川において、河川内の雑木が非常に繁茂し、台風時の水流を妨げ、水位上昇、堤防決壊の危険があると思われるが、管理者の県に対して働きかけ等は行われているのでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今現在、管理者の県河川砂防課になりますけれども、現地の確認等を行っていただいているというのが、定期的にしていただいているという管理状況でございします。そういった中で、県の方も河川5か年計画を策定

しまして、順次河川の整備を進めていただいているという状況でございまして、ただし、どうしても河川というものは、下流の方から整備をしていくというのが、2次災害、下が詰まっていれば上流の方があふれるというような形になりますので、現在、犬上川については、下流の方から手をつけていただいているということでございます。

そういった中で、特段ひどいところか、やはりございますので、特別、毎年県の方に町独自で要望しておるのと、また、6町で町村会というもので、逐次管理の方を要望しているというのが現状でございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ということは、まだ、計画的にはまだ整備するとかいうのは、この辺は出てないんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 伐採系ですけれども、しゅんせつとは異なりまして、昨年度になりますけれども、金屋エリアの方を大規模にやっていただきました。ほんで、前々年度、今おっしゃっていただいている犬上川の多賀町エリアの方がやっております。多賀町エリアの方の上流の方を、今年度また入られるとかいう、竹木については順次入っていただいているという状況ですので、あまりにもひどくなりましたら、急に入っていただいているというような実情でございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 分かりました。ただ、橋から見とる限りかなりひどい、大きい木が生えておりますので、あの辺はかなり、今度台風とかになると、かなり問題も発生してくると思いますので、その辺、また県の方によろしく、要望の方を出していただくよう、よろしくお願いします。

これ今、2番目の河床の上昇が見られるが、しゅんせつ等の河川の整備の予定ちゅうのは全くなんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほど申し上げたとおり、犬上川下流の方がもう計画で入っています。下流の方から順次上がってくるという計画になっておりまして、既に事業の方、着工はなされておられます、県の方も。ただし、どうしてもひどい一級河川、ございますので、犬上川だけでなく、四の井川、みな川等、逐次あんまりにもひどくたまってくると、定期的に県の方は確認に行っていて、測っていただいているんです。どれぐらいたまったかというのを。そういった中で、ひどくなったら逐次入っていただくように急いでもらうというような形の協議は行っているところでございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 できるだけ早いこと、あの辺の、特に今、オリエンタル白石さんのあそこの辺の堤防はかなり危ない部分ありますので、その辺、十分考えていただいて、できるだけ早いことかかっていたいただけるように、要望よろしく願います。

続きまして、農業施策についてちょっとお聞きしたいと思います。農業施策で、今度、来年の3月ですかね。地域計画を提出するというふうに農水省の方からのあれが出ると思うんですけど、その中で、地域農業を守るため、次世代に引き継ぐための地域計画策定の進捗状況ですね、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ご存じのとおり、地域計画というのは、まず農業の将来の在り方の計画でありまして、農業を担う方ごとに利用する農地を定めて、これを地図に表した目標地図を備えた10年後の地域農業の設計図というものを作りまして、これを議員おっしゃるとおり、令和6年度中に策定することとされております。従来の人・農地プランに目標地図が追加されるイメージとなるものです。進捗状況でございますが、現在、各集落に配布予定の現況地図、現況地図といいますのは、地図に地番、それから現況地目、面積、それから耕作者等を表した地図を町の方で作成しまして、それを今度、今年9月25日に農業組合長会を開催させていただきますので、その場でそれをお渡しして、今後の進め方等を説明した上で、大体11月中旬をめぐりに各集落で地域計画素案、目標地図の素案の作成に関しての話を進めていただくという予定をしております。その後でございますが、その話が終わりましたら、素案を町に提出いただきまして、町農業委員会、県農地中間管理機構、JAの関係機関で内容を確認し、その後、法定協議で協議していったら、最後、策定、公告というような流れになっております。

以上です。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 今の地域計画で、2番の協議の場を設けるということで上げとるんですけど、実際のところ、地域協議の場を設けていただいて、実際、この農業政策、農業をやっていかれる方がどんどんどんどん今、減少しております。その中で、この先10年の見据えるという考えでやっていけば、前回も農地、青地ですね。青地を白地に変換してくれへんかというあれで、前回地域、私の地域の方から要望を出したりして広げたあれを出したんですけど、計画性がないということかなんかで駄目だということで、青地を白地に変えることはできなかった。もう実際のところ、私の村の中でも、田んぼを潰してちょっと家を建てたいんやけどということで、ちょうど村の外れに面しているところなら、別

に可能なことは可能なんです。そういうところが白地になっていないために、絶対無理だということと言われて、そういうふうなんで流れたこともあるんです。実際そういうのが、村の中で家を建てるとかいうので、ちょっと狭いからなかには外の方に出ていきたいとなっても、全然広がらへんと。田んぼの方はもう皆さん、営農組合等の方に任せてしまっただけで、全然自分のところでは耕作されていないというのがほとんどなんで、そういう状態になっている。今後10年で、農業をやっていかれる方というのはどうなっていくのかというのを、大変不安なところはあるんです。だからその辺も、できるだけその協議の場での意見を聞いていただくというのが一番必要だと思いますし、その辺、十分考えていただいて、この地域計画というのを進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 藤居議員のおっしゃるとおりで、10年後、皆さん不安やと思います。また、農業法人の方にお任せしているという場合におきましても、その法人の組合員さんは地元の方で、当然高齢化が進んでいるということで、今後の農業、なかなか皆さん悩んでおられると思いますが、行政等にしましても、その話合いの場に一緒に入りまして、意見交換等を交わさせていただいて、10年後という、ちょっと設定という計画になっておりますが、まずは今の現状の農業されている方がその単位で、10年後どうするんやという形で、それでできるやろうか、できないやろうかという議論も当然あると思いますが、そういった形で、現状のままで10年は取りあえず、今はそのエリアで耕作者を設定しておこうというのも1つの方法でございますので、まずはそういう形で今、ちょっと決めていただくんですが、今後またそういう話合いの中で変更等もあり得るといって、そういう中での計画の策定と感じておりますので、また、一番話合いの場に、私らが一緒に参加するというのが一番大事なことだと思いますので、それも含めて、今度の農業組合長会で皆さんにご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

続きまして、これは全協の方でも話出てきたんですけど、県と市町の関連による産業用地開発事業についてなんですけれども、この前、進行状況とか進捗状況とかはお聞きしましたので、今回はちょっと変えさせていただいて、今申請しておられる部分ですね、それに関して、県に対するアピールポイントとか、そういうのはあると思うんですけど、いかがでしょう。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 7月に提出しました県への申請書の中で、池寺の29ヘクタール

の土地について、大きく3つの利点を挙げております。1点は、交通の利便性が高いことです。こちらは湖東三山のインターチェンジ、それと彦根のインターチェンジから非常に近くて利便性が高いといったようなことをございます。

2点目は、この29ヘクタールの全てが町有地であって、これから用地交渉して取得していくといったような手間が省けるといったようなことで、町有地をそのまま開発できるといったような、事業スピードがあるという意味でのメリットを2つ目に挙げております。

3つ目につきましては、開発をする上での法規制のハードルが低いと。昨日説明しました尼子駅前には、逆に農地が青地で、農地法なり農振法なり、都市計画法上の規制がかかってくるので、その規制を解除していく手続が必要であるというハードルの高さがあるんですが、あちらは逆に産地ですので、農振法、農地法の適用がございませんし、また、都市計画法上の開発の規制もハードルが低いものですので、そういった意味での手続等も非常に簡易なものとなるかと思っておりますので、その3点のメリットを申請書でも記載しておりますし、今後プレゼンテーションがありますが、そのプレゼンテーションの中でも、その3点というのは強調して、メリットを説明していきたいなと考えております。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。そういう関係で今、県の方に出されておるんですけど、これがうまいこと進んでいくように、できるだけよろしくお願ひしたいと思いますので。この土地的な、皆さんの山やからいうので考えておられるんですけど、意外と造成しかけると、そんなにでもないとは思っておるんです、私も見た感じ。山の中で急なところもありますけれど、開発するには意外と簡単に、ただ、土がちょっとあんまりよくないというのもあるんですけど、その辺は大丈夫だと思いますので、どんどん進めていっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきますので、ありがとうございます。

○丸山議長 藤居議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時36分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 西 澤 伸 明